香南市法人住民税について

　香南市の法人住民税は以下のとおりとなっています。

　香南市は法人税割の税率、均等割の年税額ともに標準税率を適用しています。

記

税　率

1. 均等割の税額

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　等　の　区　分 | 税　　　額（年　額） |
| 資　本　金　等　の　金　額 | 市内の事業所等の従業者数の合計数 |
| 50億円超 | 50人超 | 3,000,000円 |
| 10億円超え50億円以下 | 50人超 | 1,750,000円 |
| 10億円超 | 50人以下 | 410,000円 |
| 1億円超え10億円以下 | 50人超 | 400,000円 |
| 50人以下 | 160,000円 |
| 1,000万円超え1億円以下 | 50人超 | 150,000円 |
| 50人以下 | 130,000円 |
| 1,000万円以下 | 50人超 | 120,000円 |
| 1,000万円以下 | 　50人以下 | 50,000円 |

（注）(1)　資本等の金額は、資本の金額または出資金額と法人税法第２条第１７号に規定する資本金額積立金額との合計額。（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。）

　　　(2)　資本等の金額の判定日は、確定申告書にあっては期末現在、仮決算をした場合の中間申告書にあっては計算期間の末日現在、予定申告書にあっては前事業年度の末現在